



資料編

1 八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定・推進協議会

八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定・推進協議会設置要領

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に基づき定める八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画について、その策定、推進、評価及び進行管理に関し地域住民等の意見を反映させるため、八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定・推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関すること。
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の発展に関すること。
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関すること。
- (5) その他協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域の医療や福祉に関する識見を有する者
- (2) 地域福祉を担当する者
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は3年とする。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 協議会は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

4 協議会は、必要に応じて関係者に資料を求めることができる。

5 第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は、書面を委員に送付して、可否等を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(1) 天災その他避けることができない事故により協議会の委員が通常交通手段によってその会議に出席することが著しく困難となったとき。

(2) 感染症その他の疾病の予防又はまん延の防止のため、協議会の委員がその会議に出席することが適当ではないとき。

(3) 報告等軽微な案件のみである等会長が会議を招集しないと判断することにつき相当な理由があるとき。

(4) 前3号に定める事情のほか協議会が会議に代えて書面による審査等を行うことについて相当な理由があるとき。

(部会)

第6条 第2条に規定する事項を効果的に協議するため、協議会の下に部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部健康福祉課福祉総合相談室及び八千代市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月26日から施行する。

八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定・推進協議会委員名簿

(委嘱期間 令和元年8月1日～令和4年7月31日)

	区分	構成員機関	役職	委員名
1	地域の医療や福祉に関する識見を有する者	八千代市医師会		青嵐 和宏
2		八千代市歯科医師会		中澤 正博
3		八千代市薬剤師会		秋吉 恵蔵
4		大学（地域福祉学専攻）	委員長	山下 興一郎
5	地域福祉を担当する者	八千代市社会福祉協議会支会長連合会		吉垣 信義
6		八千代市民生委員児童委員協議会連合会	副委員長	周郷 光枝
7		八千代市自治会連合会		粟根 秀光
8		八千代市PTA連絡協議会		横尾 陽子 (～令和2年5月31日)
				八巻 憲一 (令和2年6月1日～)
9		八千代商工会議所		福田 光宏
10		八千代市障害者自立支援協議会		吉野 眞里子
11		八千代市長寿会連合会		渡部 正敏
12	八千代市ボランティアセンター運営委員会		勝田 賢	
13	市民公募により選ばれた者	市民公募により選ばれた者		唐澤 菊枝

(敬称略)

2 八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画庁内調整会議

八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画庁内調整会議構成員

部	構成員
	副市長
企画部	企画経営課長
	シティプロモーション課長
	広報広聴課長
	情報管理課長
総務部	危機管理課長
	コミュニティ推進課長
	戸籍住民課長
財務部	財政課長
	納税課長
健康福祉部	健康福祉部長
	健康福祉課長
	生活支援課長
	長寿支援課長
	地域包括支援センター所長
	障害者支援課長
	児童発達支援センター所長
	健康づくり課長
	国保年金課長
子ども部	子ども部長
	子育て支援課長
	子ども保育課長
	子ども福祉課長
	子ども相談センター所長
	母子保健課長
経済環境部	商工観光課長
	農政課長
	クリーン推進課長
都市整備部	都市計画課長
	建築指導課長
	公園緑地課長
	土木管理課長
教育委員会	指導課長
	生涯学習振興課長
	文化・スポーツ課長
消防本部	消防総務課長
	警防課長
上下水道局	給排水相談課長

3 用語解説

あ行

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず支援の手が届いていない人に対し、市や支援機関などが積極的に訪問して情報提供・支援を行うことです。

NPO（エヌピーオー）

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

か行

協働

共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの社会資源を提供し合い、協力して取り組むことです。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいいます。

高齢化率

65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。

さ行

災害ボランティア

災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指します。有事の際は災害ボランティアセンターによって総合的な調整が行われ、募集・受け入れ・情報提供等関係団体との連絡調整活動を行っています。

サロン

地域住民が主体となって運営を行い、だれでも参加できる地域交流の場です。

CSR（シーエスアール）

Corporate Social Responsibility の英語の頭文字をとった言葉で、企業の社会的責任を意味しています。収益を求めるだけでなく、環境活動やボランティア、寄付活動など企業としての責任をもって社会貢献へ取り組むという考え方です。

市民

本計画において市民とは、市内に住む人、市内で学ぶ人、市内で働く人のことと定義しています。

社会資源

利用者がニーズを充足したり、問題解決したりするために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等の総称です。

社会福祉法

わが国における社会福祉サービスの基礎をなす法律で、昭和 26 年に制定されました。制定当初から平成 12 年までは社会福祉事業法と呼ばれていましたが、この間の社会状況の変容を受けた社会福祉基礎構造改革において大幅な改正が行われ、平成 12 年 6 月から社会福祉法として施行されました。社会福祉の目的や理念、原理などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人等社会福祉の基礎構造に関する規定が定められています。また、改正により福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が行われています。

就学援助

学校教育法第 19 条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされています。生活保護やそれに準じる程度の経済状況により、就学することが難しい子を支援する制度です。要保護児童生徒と準要保護児童生徒が対象です。

準要保護児童生徒

生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める世帯の児童・生徒です。

障害者手帳

障害のある人が取得することができる手帳の総称です。障害者手帳には、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の 3 つの種類があります。

少子化

出生率の低下やそれにともなう家庭や社会における子ども数の低下傾向をいいます。

少子超高齢社会

「子どもや若者の少ない社会」を少子社会と表現しています。

高齢社会は、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合が7%超14%以下の社会を高齢化社会、14%超21%以下の社会を高齢社会、21%超の社会を超高齢社会といっています。

情報のバリアフリー

情報通信の利用面での格差の発生をなくし、誰もが情報通信の利便を享受できるようにすることをいいます。

自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

身体障害者手帳

身体に障害のある人が、各種サービスや支援を受けるのに必要な手帳です。身体障害者とは、身体障害者程度等級表に該当する障害により都道府県から障害の認定を受けて手帳を交付された人をいいます。

生活困窮者

生活困窮者自立支援法第2条第1項に定める「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」のことをいいます。

生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度です。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害により、長期にわたり日常生活、社会生活に制約のある人に対して交付される手帳です。

成年後見制度

家庭裁判所などで選ばれた後見人などが、本人の利益を考えながら代理で契約などの法律行為を行ったり、財産管理をしたりすることで、認知症、知的障害、精神障害によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る制度です。

セーフティネット

社会的・個人的な危機に対応する方策です。

SOGI（ソジ）

Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）の英語の頭文字をとった言葉です。性のあり方に関わる概念を広く表す言葉で、特定の性的指向や性自認の人のみではなく、すべての人を表現しています。

た行

地域・関係団体

自治会、子ども会などの地域団体や、社会福祉協議会、NPO法人などの福祉に関する関係団体など、地域福祉を推進する様々な組織、機関、グループのことを総称しています。

地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指します。

地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での様々な課題のことをいいます。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のことです。主な業務は、包括的支援業務（①総合相談支援業務、②権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）及び介護予防ケアマネジメント業務で、横断的な連携ネットワークを構築して実施します。

DV（ディーバイ）

ドメスティック・バイオレンスの略称です。親しい間柄の異性（配偶者・恋人・事実婚を含む）から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力を指します。

特定非営利活動

特定非営利活動促進法において定められた、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」など20種類の分野に該当する活動であり、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とするものです。

な行

日常生活自立支援事業

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度のことです。「成年後見制度」の補完的な性格を持ちます。

認知症

いったん正常に発達した精神機能が、様々な理由で脳の神経細胞が破壊・減少したことにより、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいいます。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいます。

は行

パブリックコメント

平成17年6月の行政手続法の改正により新設された手続で、市の基本的な政策や制度を定める計画や条例を制定するに当たって、事前にその案を示し、広く市民から意見や情報を募集するものです。

バリアフリー

公共の建物や道路，個人の住宅等において，障害のある人や高齢者をはじめだれもが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のことです。また，物理的な障壁だけではなく，社会参加への障壁の排除等心理的，制度的な意味でも用いられます。

ひきこもり

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省，平成22年5月19日公表）で定義される「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学，非常勤職を含む就労，家庭外での交遊など）を回避し，原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念」のことをいいます。

避難行動要支援者

災害等により避難が必要となった場合に，自力での避難が困難で，避難にあたって特に支援を要する人を言います。

被保護人員

生活保護法による保護を現に受けている被保護者の人数をいいます。

福祉避難所

災害時に，介護施設や医療機関へ入院・入所するに至らないが一般的な避難所での避難生活が困難な高齢者・障害者・妊産婦などの要配慮者を収容し，適切な支援をしながら保護する目的で設置する避難所です。

福祉有償運送

高齢者・障害者など一般の交通機関を利用しがたい方の移動を容易にするための個別輸送サービスです。

ボランティアセンター

地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い，ボランティアの活性化を図る組織のことをいいます。市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く，ボランティア情報の収集と発信，ボランティアコーディネート業務，ボランティアに関する教育・研修の場，ボランティアの情報交換の場として機能しています。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っています。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っています。

や行

ゆいのわ八千代

日常生活のちょっとした困りごとを地域で解決する、社会福祉協議会とNPO法人、企業からなる支えあいネットワーク（有償サービス）です。依頼する側もサポートする側も事前に登録が必要となります。

ユニバーサルデザイン

性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方で、バリアフリーの考え方をさらに進めたものです。施設や設備などにとどまらず、だれもが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

要支援・要介護認定者

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができます。

この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うのが要介護・要支援認定であり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定されます。

ら行

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判断された人に対して交付される手帳です。

八千代市地域福祉計画 八千代市地域福祉活動計画

令和3年3月

発行：八千代市／社会福祉法人八千代市社会福祉協議会

編集：八千代市健康福祉部健康福祉課
〒276-8501
千葉県八千代市大和田新田 312-5

電話：047-483-1151（代表）
FAX：047-483-2665

社会福祉法人八千代市社会福祉協議会
〒276-0046
千葉県八千代市大和田新田 312-5
（福祉センター内）

電話：047-483-3021
FAX：047-483-3083